

第30回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月8日（火）13:30～14:53

2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）

（専門委員）村上文洋

（事務局）窪田規制改革推進室次長、西川参事官

（ヒアリング）社会保障経済研究所 石川和男代表

経済産業省資源エネルギー庁 柴山豊樹ガス市場整備室長

経済産業省 田村厚雄ガス安全室長

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局

恒藤晃ネットワーク事業監視課長

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局 鎌田明取引監視課長

4. 議題：

（開会）

議題1 エネルギー分野の規制改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、時間となりましたので、規制改革推進会議、第30回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、原座長、大田議長、村上専門委員が御出席です。

それでは、ここからの進行は、原座長にお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「エネルギー分野の規制改革」です。

前回、4月13日に、このワーキング・グループでガスシステム改革についての議論をさせていただきました。今回は、それに引き続き、ガスシステム改革に絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

冒頭、経済産業省さん、それから、前回もお越しをいただきました社会保障経済研究所の石川代表から御説明をいただき、その後、議論をさせていただきたいと思っております。

では、経済産業省さんから、お願いします。

○経済産業省（柴山室長） お時間をいただきまして、ありがとうございます。資源エネルギー庁ガス市場整備室長の柴山と申します。

前回の御指摘事項について、お答えするのに先立ちまして、ガス市場の競争活性化についての、私どもの基本的な考え方を述べさせていただきたいと思っております。

ガス市場の更なる競争活性化を進めるということは、競争を通じたガス料金の最大限の抑制ですとか、利用メニューの多様化あるいは他業種からの参入、都市ガス会社の他エリアへの参入などの事業機会の拡大、そして、天然ガス利用方法の拡大、こういったものを実現する上で、大変重要なことであると考えております。

現在、小売全面自由化の施行から1年余りたったところでございますけれども、既に幾つかの論点については検討を開始しているところです。

また、本ワーキング・グループで御議論、御提案をいただいた点も含めまして、今後、具体的なアプローチとしましては、LNG基地の第三者利用の促進など、卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備ですとか、託送料金の事後評価ですとか、熱量調整についての在り方の検討などについて取り組んでまいりたいと思っております。

また、今後とも新規参入者あるいはユーザー、そして、ガス事業者などの御意見を聞きながら、望ましいガス市場を実現するべく不断に検討を行っていきたいと考えております。

他方、前回議論が多くなされました一括受ガスの論点につきましては、改めて当方の考えを簡潔にですが、申し上げたいと思っております。

一括受ガスは、託送料金の公平性が損なわれる点ですとか、需要家スイッチングの制約となるなどの観点から、現在、許容しない整理としております。

電気については、一括受電が認められているのではないかという点につきましては、電気とガスでは、次のような違いがあると思っております。

この点だけ、最初に、前回お配りした資料の図だけでございますけれども、お手元の資料の11ページに「（参考）高圧一括受電とガスの比較」と書いた図を見ていただきながらと思っておりますけれども、電気とガスの違いにつきまして、左下の図が電気、右側がガスでございますが、1点目としましては、電気では、一括受電になりますと、一般送配電事業者は、マンションの受変電設備の設置、維持管理コストや、各戸へのメーター設置コストを負担せずに済むこととなります。これらは、一括受電事業者の方が負担するということとなります。

その上で、一括受電事業者は、高圧で受電することで、低圧よりも割安な高圧に対応する託送料金の適用というのが可能となる。こういう仕組みになっております。

他方、ガスの方でございますけれども、右下の方ですが、仮に一括受ガスが解禁されたとしても、三角を付けておるところですけれども、一般ガス導管事業者が各戸のガス栓までの保安義務を負うことが適当であると考えておりますし、また、各戸への遮断機能付きメーターを設置する必要性があると考えておりますので、割安な託送料金の適用というの

は困難だと思っております。

電気では、一括受電によって託送料金が低減するというメリットがありますが、ガスでは、これは期待しにくいと思っております。

電気とガスの違いの2点目といたしましては、電気の一括受電が認められたタイミングというのは、全面自由化より前の部分自由化の時代でした。マンション、高圧一括受電によって、マンションに単位ではありますけれども、電力会社を選べるという意義がありました。

他方、ガスについては、既に全面自由化がされておりますので、一括受ガスによらずとも、マンションの個々の需要家がガス会社を選ぶことができるということになっております。

一括受電につきましては、全面自由化されたのに電力会社を自分で選べないといった苦情が一部寄せられていると伺っております。仮に一括受ガスを認めたとした場合に、同様に需要家の方から全面自由化されたのに自分でガス会社を選べないといった苦情が寄せられることが、今から懸念されるところでございます。

また、いろいろな新しいセットメニューなどが出てきている、あるいは今後出てくることが期待される中で、一括受ガスによって困り込まれることによって、自分の好みやライフスタイルにあったメニューを提供する事業者へのスイッチングが逆に自由にできないということにもなって、かえって将来のスイッチングが進まなくなるということも懸念しているところでございます。

したがって、私どもといたしましては、こうした一括受ガスよりも、初めに申し上げたLNG基地の第三者利用の促進ですとか、卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備ですとか、託送料金の事後評価ですとか、熱量調整についての在り方の検討など、ガス市場の競争活性化に重要と考える課題に、今後、取り組んでいきたいと思っている次第でございます。

それでは、お手元の資料の「前回の御指摘事項について」の御回答という形で3ページだけですが、簡単に御説明したいと思います。

まず、お手元の資料の1ページ目でございますけれども、前回、八代委員から「ガスの使用者が1会計主体だけ存在する百貨店の一部分で、使用者が他の会計主体に変化した場合に、ガスの設備等の実態は変化しないにも関わらず、なぜ契約を見直す必要があるのか」といったような御指摘があったかと思えます。

下の図を見ていただきながらと思えますけれども、左側が当初の状態、右側が使用者が変わった後の状態でございます。

会計主体Aのみが存在する、これが百貨店でございますけれども、会計主体Aのみが存在する需要場所の一部でガスの使用者が他の会計主体Bに変化した場合、右の図の下に書いておりますけれども、その一部が会計主体Bに変化した場合です。左から右の方の図のように、会計主体Aが需要家として調達したガスの一部を会計主体Bに受け渡すという意

味で、一括受ガス状態が生じることになります。会計主体Aと会計主体Bの間で、ガスの受渡しが行われることになります。

この場合、下の主体ですけれども、ガスの最終使用者である会計主体Bは、ガスの小売供給契約、これは、ガスの小売事業者と会計主体Aとの間の契約でございますけれども、その小売供給契約の主体ではなくなりますので、小売事業者からの供給条件の説明ですとか、書面の交付ですとか、あるいは苦情等の処理といったガス事業法上の需要家保護の対象外となることになります。

また、会計主体Bは自由化されているわけですけれども、スイッチング制約に直面することになります。

会計主体Bを需要家保護の対象として、また、最終使用者である会計主体Bの位置でのスイッチングを可能とするために、小売供給契約の一部の相手方を会計主体Aから会計主体Bへ見直す必要があると考えております。

2ページでございますけれども、八代委員からの御指摘事項についての、もう一つの点でございます。

今度は、託送の話でございますけれども、左下の図から右下の図に状況が変わるということでございますが、左下の図は、会計主体Aのみが存在する需要場所の一部、この場合、店舗②でございますけれども、その一部が、ガスの使用者が他の会計主体Bに変化した場合、右下の図を見ていただくと、店舗②の少し色を変えておりますけれども、会計主体Bに変化した場合、左下図から右下図のように託送供給契約上で認識されるガスの使用者、これは、会計主体Aのままでございますけれども、それと実際のガスの使用者、これは、会計主体AとBということになりますけれども、その間にずれが生じることになります。

この場合、実際のガスの使用量及びピーク流量に応じた託送料金を会計主体A、Bが負担しておらず、会計主体A、Bと同じ使用量及びピーク流量を示す他の使用者、これは、例えば、百貨店の外にいる使用者との間での託送料金負担の公平性というのが保たれないことになります。

ガス料金の公平性を保つためには、託送供給契約を会計主体の需要場所ごとに見直す必要があると思っておりますのでございます。

次に、3ページでございますけれども、今度は、飯田委員から最後に御指摘をいただいた「(マンション)一括受ガスの解禁は、何らかの形で前向きに議論した方が良いのではないか。一括受ガスの解禁によって料金が割安にならずスイッチングが進まなかったとしても大きな問題はないのではないか」といったような御指摘をいただいたと思っております。

これにつきましては、仮に現行の託送料金体系のまま、マンション一括受ガスを認めると、設備を含む供給形態と各戸でガスを使用する使用形態は変化しないにも関わらず、形式的に各戸の需要量を合算することで割安な託送料金が適用されることになります。

そうしますと、一括受ガスマンションのガスの使用者と、一括受ガスの形態をとらない

通常の使用者との間での託送料金負担の公平性というものが損なわれることとなります。

このため、一括受ガスを解禁するのであれば、ガスの使用者間の託送利用金負担の公平性が確保されるよう、託送料金の改定等の措置を事前に講じる必要がございます。

当該措置後の一括受ガスでは、割安な託送料金というメリットは期待しにくいと思っております。

また、一括受ガスの場合は、一括受ガス事業者のマージンが料金に計上されることが想定されますので、料金面でのメリットというのは、更に見込みがたいものかと思っております。

他方で、一括受ガスマンションの入居者の方は、需要家保護の対象外となる点、それから、スイッチング制約に直面すると、こういったデメリットに直面することとなります。

ガスの使用者のメリット、デメリットを総合的に比較考慮しますと、マンション一括受ガスではデメリットが上回るが見込まれるわけでございます。

仮に一括受ガスを解禁した場合に、一括受ガスマンションのガスの使用者が十分なメリットを受けられないまま、スイッチング制約に直面するとか、そういったデメリットに直面する懸念がございます。

一括受ガスの解禁については、こうした懸念も十分に考慮すべきではないかと、我々としては思っておる次第です。

○原座長 経済産業省さん、他はよろしいですか。

では、次に石川さん、お願いします。

○社会保障経済研究所（石川代表） ありがとうございます。

私は、資料1-2というものと、字が小さいのでA3に拡大したのを見ていただきたいのですが、これは、何を言っているかということ、私のA4の資料の冒頭に書いていますように、課題が2つあって、今回、規制改革ということで、この場をいただきましたのは、電力の自由化に比べると、都市ガスの自由化が遅れているというか、なかなか実効的ではないという点はどこかということでありまして、課題1、2と書いていますけれども、A3の表を見てもらえれば分かりますが、4大都市圏では多少いつているのですけれども、他では家庭用の選択肢は、結果としてないと、当初から分かっていたのですけれども、やっぱりないと。

課題の2つ目なのですけれども、大体都市ガス世帯というのは、日本ではLNGと半分ずつです。半分より少し多いぐらいですかね。その4分の1ぐらいしか供給者の選択肢がないということでもあります。

大分、ガス自由化法、電力自由化法と、これは東電法でありまして、提案して、そのときの経済産業省当局のPR資料では、選択肢が広がりますとか、いろいろ書いていて、なかなかしんどいだろうなと思っていたのですけれども、やはりそのとおりになったと。

という中で、さらに、次のページで挙げました、前回は挙げましたが、5つぐらい論点があって、それでもなお、こういうところにボトルネックがあるということからす

ると、自由化法の趣旨というのが、なかなか達成しにくいでしょうと。ただでさえ達成しにくいので、更に壁を作ったら、もっと達成しないという話だということであります。

A4の資料に戻りますが、1ページ目の(1)から(3)まではA3の表の数字を書き下しております。

(1)ですが、47都道府県、200社以上ありますが、家庭用の需要家です。選択肢がないのは31道県・178社。ほとんどないということですね。今、転換件数は、全世帯の2.7だから3%まで満たないということであります。

(2)ですが、地方別で分けますと、関東、中部・北陸、近畿、九州・沖縄で分けると、多少あるのですけれども、北海道、東北、中国・四国はないということであります。

下の方に、その結果として①から③で書いていますけれども、さっきも申し上げましたけれども、大手4大都市ガス会社圏、つまり、東から東京ガス、東邦ガス、名古屋、大阪ガス、それから、福岡、西部ガスということで、この4社圏に集中していると、逆に言うと、他にはないと、(2)で書いていますけれども、政令市とか、中核市とか、多少、総務省の仕分けでは、非常に大きな町ですねと言われるところでさえもないということであります。

そんな状況下で、料金規制をやめてしまったものですから、非常に危険な状態なのではないかということであります。

LPガスは、昔から料金規制がなくて、高い、高いと言われておりますけれども、そういう状態を導管供給の地方都市ガスまでやってしまっているというので、やはり、競争状態というのは、もっと広げなければいけないと、こういう意識であります。

2ページ目です。

それで前回、これは4月13日に別添についておりますが、5つほど(1)から(5)まで提案をさせていただいております。ここでは簡単に書いておりますけれども、ガス基地ですね。2番目が託送、3番目が、今、柴山さんからも御説明がありましたけれども、一括受ガスとか、あとはガス卸の関係、それから、二重導管規制、いろいろありますけれども、そういったことを提示させていただいております。

次のページなのですが、一括受ガスというのは、正に現場の、ある意味では分かりやすいと言えば、分かりやすい論点ですので、ここで特出しをしているのは、(1)から(5)までのうち、これはルール変更ですので、変更するにしても、しないにしても検討をしないといけないわけですね。ですから、明日からやりましょうというわけにはいきませんが、一括受ガスについては、明日からやろうと思ったらできてしまうのです。なぜかという、これは既にあるわけです。

これは、前回も申し上げましたけれども、3ページ目のところで少し申し上げますけれども、上の方、一括受ガスというのは、電気とか通信とか、新築の一括販売、それから、集合住宅でのLPからの切替え、これは非常に便利であります。これは、25年ぐらい前からニーズが実際にあります。新規参入の要望主体は、恐らく今もそうだと思いますけれども、

当時から電力、石油、大手LP会社、そういうニーズがあるということでもあります。

ちなみに、2行目に太線で書いていますけれども、電気は、今、経済産業省さんの方から御説明がありましたとおり、一括受電というのは、前から認められています。

2番目、同じガスのもう一方であるLPガスは、もともと認められている。別に規制はないということでもあります。ですから、都市ガスだけがだめだと、こういう話になっています。

第3パラなのですけれども、需要家の選択の制限がある、あるいは保安面でいろいろ問題があるのではないかとというようなことで先送りという結果になっております。これが、前回のガスシステム改革の報告書ですか、そういったところにも書いてあります。

ただ、実際は4パラグラフ、これもずっと前からなのですけれども、今の担当者さんには責任はないのですけれども、業務用を中心として、都市ガスの一括受ガスというのは、実はあるのです。

これは、いろいろ現場のことを聞くと、都市ガス会社側の方の運用面は、現場で非常にまちまちだというのが、どうも実態であります。これは、行政の方からすると、当時はエネ庁、今は監視委員会が分離していますので、監視委員会が、ここでは違法状態、不作為と書いていますけれども、形式上はそういうことになっているということでもあります。だからといって監視委員会が悪いということをお願いしたいわけではないのですけれども、そういう状態があるということです。

しかし、なぜ、これが分からなかったかということ、事故がないのです。なかったということ、つまり、今の運用でも安全だということです。

もう一つは、料金面での苦情が出ていないのです。ですので、分からないのです。ですから、今まで独占事業者であった都市ガス会社以外分からないという状況なのです。それが、たまたま自由化で、いろいろ昔から噂はあったのですけれども、電力会社や石油会社が営業に行くと、ありましたねと、こういう話ですね。これは、非常に不可解、不公平な状況であります。

この一括受ガスに関して、非常にルールが曖昧なのは、星印で書いていますが、霞が関の官庁街でも似たようなことがあって、これは、いろいろ福祉施設とか、福利厚生ということで解釈を拡大していますけれども、結局、非常に曖昧だということなのです。非常に分かりにくい。参考資料にも載せておりますけれども、そういう状況になります。

一括受電ということで、下のパラグラフですが、需要家選択制限についての私の考えなのですけれども、これはそもそも①にありますように、今回の自由化法の過程で一括受電が悪いなどは書いていないですね。確かに消費者団体から一部、これは制限がありますねと、だから需要家が電力会社を選べるというのは違いますねという声は出ていますけれども、ルールに完璧な変更はないわけでありまして、多少の苦情は出るということでもあります。

2番目でありますけれども、スイッチングの成果として、電力ではカウントしています。

正確に言うと、しているはずですということです。

3番目、エネ庁が出している資料に書いていますけれども、一括受電というものについて、電力の自由化の進捗状況ということで、肯定的に評価がなされております。

したがって、この時点において、資源エネルギー庁当局では、これはオリックス電力から関西電力への譲渡だと思いますけれども、一括受電の譲渡ということで、評価されているということでもあります。

ここについては、下に青い字で書いていますけれども、次のページにまたがって、いろんな理由を掲げました。3つぐらいあるのですけれども、こういう理由から、私自身は、今ある法律に照らしてよろしくない状態を監視委員会が取り締まるとということよりも、既に保安上問題ないと、料金面でも苦情が出ていないということからすれば、ルールの変更をもって一括受ガスというものを認めて、それによって自由化法のスイッチング率を高めるということにもっていくべきだろうと。

先ほど経済産業省の方からも御指摘がありましたけれども、確かに一括受ガスとか囲込みというのはあるのです。でも、それを言うのであるならば、例えば、電力の自由化において、これは経済産業省のパンフレットにもありましたけれども、インターネットであるとか、携帯電話とか、セット販売がありますということで書いてあるわけです。

セット販売というのは、私もそうですけれども、皆さん実生活においてどうでしょうか。これは、囲込みですね。一旦セット販売にしたものを変えるというのはなかなかないです。全部解約するのは、大変面倒くさいということでもあります。

したがって、そういうところまで心配し始めると、何の制度変更もできないということになりますので、そこら辺については、一括受電の運用と同様に、そのところは目をつぶるといいますか、それはある程度許容せざるを得ないのではないかと考えております。

そういう観点からしますと、一括受ガスについてのみ、ここでは特出しいたしましたけれども、4ページ目に①から③ですが、保安規制、託送コスト、コストについても、これは本来、行政が口を出す話ではありません。要望がある以上は、それは、そこでコスト競争力があるということでありましょうから、高くなれば、需要家は選ばないということになりますので、全く心配しておりません。

3番目についての制限ですが、今、申し上げたとおり、これは既に前向きに評価されている。

ただ、資料3ということで、消費者委員会で、つい最近なのですが、後ろ向きの評価も出ています。消費者委員の先生からは、電力とガスをイコールにすべきだという提言が出ておりますので、御参考までに添付をさせていただきます。

○原座長 ありがとうございます。

前回の議論のときに、一括受ガスについて議論が集中しましたので、今日、改めてそこの議論を踏まえた追加的な御説明をいただきました。

それ以外にも、先ほど石川さんからもお話があったように、熱量調整の問題、LNG基地の問題、託送料金など、まだ、幾つか論点が残っていて、前回時間が足りなくて、そこは十分できておりませんので、そこはまた引き続き、今日、議論したいと思いますが、まずは、一括受ガスのところから始めたいと思います。

先に私から確認をさせていただきますが、まず、経済産業省さんに、一括受ガスに関して、今、石川さんからお話があった、実態としては、もう既にたくさんなされていたのだというお話、これは前回もございましたが、その後、お調べいただけましたでしょうか、実態がどんな状態でしょうかというのが1つ目です。

それから、先ほど、電力一括受電と一括受ガスの違いについて、柴山室長から2つお話がございました。1つは、ガスについては価格が下がらないのではないかと。2つ目に、一括受電の場合には、全面自由化の前にやったのだけれども、ガスの場合には違ふと。問題として、囲込みが生じてしまう、自分で選べないという問題が生じてしまう、そのデメリットが大きいのではないかと、2つ御指摘がありました。

これに関して、柴山室長にもう一度お伺いをしたいのが、2つ目の点に関して、囲込みによって自分で選べなくなるのではないかとという問題は、一括受電に関しても全く同じようにあるわけです。これは、全面自由化の前から制度化をされていたけれども、既にその問題は起きているわけで、経済産業省さんとして、一括受電に関して起きているデメリットの問題をどう評価して、どう対応していこうとされているのかを教えてくださいたいと思います。

併せて、また、経済産業省さんにもう一点ですけれども、全面自由化がガスについてはなされているのだから、今さら必要ないのではないかとという御趣旨だったのかと思います。一方で、今、石川さんからお話があったように、小売全面自由化の成果、供給者に選択肢があるかどうかという観点で言えば、まだまだ極めて限られているという状態なのだと思います。その中で、ガスについては、全面自由化を先にやっているのだから、一括受ガスが必要ないのではないかと言えるのかどうか、ここをどう評価されているのかというのを併せて教えてくださいたいと思います。

最後にもう一点、石川さんになのですが、先ほど柴山室長が言われた、一括受電と一括受ガスの違いの2つ点のうちの前者、価格が下がらないのではないかとという点ですが、ここについて、もし、コメントをいただけることがあれば、お願いします。

○経済産業省（柴山室長） では、まず、囲込みについてからお答えしたいと思います。

一括受電でもあるのではないかとという点については、そのとおりだと思っております。一括受電のマンションに入った場合は、それを変えたいと思えば、マンション管理組合の決議が要りますので、そういう意味で、ある種、囲い込まれている状況になっていると思います。

ただ、電気の方は、導入されたのが全面自由化の前だった、そのときは、選択肢の制約みたいな問題はなくて、むしろ、マンション全体ですけれども、新しいガス会社から買

えるというメリットがあったわけですがけれども、今、全面自由化後、囲込みによる、ある種のデメリットを上回る、やはり託送料金のところが高圧になると、先ほどの11ページですがけれども、電力会社ではなくて受変電設備の管理等を一括受電業者がやると、そういうことで託送料金、高圧まで電力会社、一般送配電事業者は見ればいいということになりますので、託送料金が下がる合理性があると考えております。

その託送料金が下がることのメリットと、選択肢が一定程度制約されるというデメリットを総合考慮したときに、電気の方は、引き続き自由化後もメリットの方が大きいということで、今でも、これを禁止しようとか、そういう議論は起きておりません。ここは、そういう意味で、担当が電力の方になるのですけれども、そういうふう聞いております。

それから、不適正というか、一括受ガスになっている案件があるのではないかと、その実態についてということでございますけれども、これにつきましては、自由化前の一昨年の11月に、その時点で全国にどれぐらいあるのかという調査をして、それで是正を求めたということがございます。

それによれば、報告をかけた時点では、全国で約600件ぐらいありまして、我々は是正を求めているわけでございますけれども、去年の3月末時点までには是正が完了したのが15%程度、是正の見込みが立っているのが9%程度と認識しております。

この議論がございましたので、取り急ぎ先月末に大手4社について、その後どうなっているというのを聞きましたところ、すみません、さっきの数字は訂正いたします。さっき申し上げた数字は、当初600件あったうち、是正が完了したのは10%で、是正見込みが5%ということでございます。

大手4社につきましては、先ほどの数字は、全事業者でございますけれども、大手4社につきましては、昨年3月末時点で、先ほど申し上げた15%が是正完了、9%が是正見込みという状態だったわけですがけれども、直近の3月で調べたところ、33%是正が完了していると。是正見込みが立っているのも17%で、残って継続対応しているというのが50%というふうに把握をしております。我々としては、引き続き大手4社のみならず、全国の事業者について、今、調査をしているところでございます。

○原座長 数字の確認ですみません。

600件のうちの大手4社と、それ以外の事業者は何件ずつですか。

○経済産業省(柴山室長) 大手が約220件でございます。

我々としては、最初に申し上げた託送料金が不公平になっているとか、あるいは小売の保護あるいはスイッチングというのが確保できない状況になっておりますので、引き続き是正を求めているところでございます。

最後に、ガスの自由化につきましてですがけれども、電力に比べて、なかなか地方で、まだまだ参入が進んでいないというのは、石川先生のおっしゃるとおりだとは思っております。

ただ、ガスの場合は、地方に行けば行くほど、都市ガスではなくてLPのガスを使ってい

る人が多いですとか、あるいは、そもそもガスではなくて、オール電化の家に住んでいるとか、あるいは北の方であれば、石油とか灯油とか、他の燃料との競争というのが地方に行けば行くほどあるのも、また事実でございまして、競争というのは、そういう意味で、都市ガスの参入というのは、まだ地方に及んでいなくて、参入しようと思っている事業者からすると、やはり、まずは需要が密集していて、ビジネスが成り立ちやすいと思われる大都市にどうしても参入するのが現状となっておりますので、そういう状態だと思っています。

では、どうするのかというところですが、最初に申し上げましたとおり、ガスの場合、よく聞く課題の1つが、なかなか調達が難しい。日本の場合、国内から一部ガスがとれますけれども、大部分は海外からの輸入でございまして、大きい船で持ってきて、LNG基地に下ろして、タンクに入れてというのがガスビジネスでございまして、なかなか自分でLNG船1隻分を調達するとかというのは、なかなか難しいというのが現状だと思います。

そういう中で、例えば、我々としては、基地の第三者利用というのをよりしやすいようなことが、まずは重要だとは思っておりますし、あるいは、これはまだ具体的な検討はこれからだと思っておりますけれども、松村先生もおっしゃっておりますけれども、一括受ガスよりも卸の方を何とか考えられないかというような御指摘は、しっかりと受けとめていきたいとは思っております。

○原座長 ありがとうございます。

では、石川さん。

○社会保障経済研究所(石川代表) 託送料金のところは、これは、ちょうど経済産業省さんが、今日お出しになった資料の7ページのところに、下の参考というところで「一需要家当たりの託送料金の試算イメージ」ということで、個別と一括で差分が46ということになっています。

東京ガスの場合ですけれども、今日は数字を持ってきていないのですけれども、たしか東京ガスの場合、託送の保安以外の、いわゆるパイプ、内管のところの保安コスト以外のところのコストの原価は7割以上ですので、努力しがいがあるので、多分、下がるだろうと思います。

どうして、私が自信を持って言うかということ、当時、そういう要望があったのです。参入要望があるということは、1円でも安く参入するということは、社として決定しているわけです。

したがって、その実態は、今も変わらないであろうということから、託送料金については全く心配していませんし、そもそも電力小売自由化も、ガス小売自由化も、料金が下がるか、上がるかということについて、期待感は表明しているけれども、そこまでは担保していないというのが自由化法の趣旨ですので、最終的な消費者の払うガスの価格が上がるか、下がるかということについて、当局が何かを言うというのは、これはちょっとおかし

いというのが1つ。

それから、前にも申しましたとおり、東京ガスの例ですけれども、7割以上が保安原価以外の原価ですので、そこについては、効率化が可能であるというところであります。

もう一つ、今、柴山さんがおっしゃいましたけれども、確かに、私も表を示しました、地方では進んでいませんが、確かに日本は、都会が都市ガス、これはパイプラインですね。それ以外のところはLPと住み分けがなっているのですけれども、私が示しました表を見ていただくと分かりますように、例えば、政令市であるとか、中核市とか、例えば、札幌とか、宮城県の仙台とか、そういった、いわゆる人口密集地、広島などもそうですが、そういったところでさえ起きていないというのは、これは非常に自由化して、かつ料金規制をもうやめるわけですから、これは、非常に危ない状態になるということからすると、競争環境を、もちろん保安確保とか、取引の適正化というのは、大前提になるわけでありすけれども、そういうことを前提として、きちんと参入要件を極力、いわゆる規制緩和という言い方になるのでしょうかけれども、新しいルールを作りながら規制緩和をしていくということが大事であろうと思います。

私もやれやれと言っているだけではなくて、きちんと対案というか、具体的な案というのは前回も示しましたし、今回も2ページ目に具体的な案を書いていますけれども、メーターのところについては、所要の措置を講ずれば、LPガスの一括受ガスの状況とか、そういったものと非常に類似したものを設けることができますので、そこについても全く心配はしていないというところであります。

したがって、需要家制限のところということについての懸念は、それは、確かにそういう消費者団体の声があるということは認識しつつも、もし、仮にそれが問題だということであるならば、なぜ一括受電を供用し続けてきたかと、そういう供用し続けてきた中で、政府が提案し、国会でも了承が得られた、法律改正案ですので、それを今になって否定するというのは少し早過ぎはしないかと。これが、20年、30年前だったらまだしも、1年、2年前の話ですので、そこについては、それをもってしても進めるという姿勢が、やはり、今回の電力・ガスシステム改革の趣旨であろうと思っております。

○原座長 今のお話からしますと、柴山室長がおっしゃられたのは、一括受電については、確かにデメリットはあるのだけれども、電力については、価格が下がると考えられるので、認めてきたのですという御説明だったのだと思います。

一方で、今、石川さんが言われたように、ガスについても保安以外のコストも多いわけで、料金が下がる可能性は十分あると、むしろ、そう考えて参入しようとしている事業者もあるということが現実であれば、ガスについても同じように考えられるのかどうか、もう一度教えていただければ。

もう一つ、先ほど御説明をいただいた点で、実態として、既に一括受ガスがなされているケース600件、是正がなされて大手4社では33%が是正完了、17%が是正見込みという直近の数値を御説明いただきましたが、大手4社以外の数字は、恐らく、この数字よりも、

先ほどお話をいただいた数字で見てもずっと低くて、まだ、相当件数が残っているということなのだろうと思います。

これだけの事業者が既に一括受ガスを実態としてなされている中で、今、これが現状で不適法なのだとすれば、いつまでにそれを是正しようとして取り組まれているのか。あるいは、石川さんが言われているように、実態として、これを是正するというよりは、むしろルールをきちんと整備して一括受ガスを認めるという方向に転換するという可能性はないのかどうか、ここをもう一度お答えをお願いしますか。

○経済産業省(柴山室長) まず、料金面でございますけれども、もちろん託送料金自体がまだまだ下げる余地があるかどうか、これは、今後、事後評価などで、監視委員会の方でしっかり見ていくことだとは思っておりますけれども、電力との違いは、先ほど来、お示ししている11ページでございますが、電力の方は、一括受電になれば保安の責任区分というのが変わりますので、もともとは電力会社、一般送配電事業者が受変電設備とか、この辺りまで自分たちで見えていたのが、ここをマンション管理者等の一括受電事業者が見ることになりますので、したがって、送配電事業者になれば、高圧で送ればいいだけということになるわけでございます。したがって、託送料金が相当下がるということでございます。

他方で、ガスの場合は、やはり保安の観点がございますので、一般ガス導管事業者が各戸のガス栓までを見ることが適切であると、我々は考えております。

したがって、託送に関して言うと、一括受ガスにしたとしても、何も変わらないと、変わるべきではないと思っております。

したがって、もちろん、小売のところの競争というので、小売料金のところが下がるとか、そういうのはあるかとは思いますが、電気との差は、託送のところの料金が、電気の一括受電の方だと下がるのですけれども、ガスの方では下がらないと、ここが大きく違うと思っております。

それから、大手4社以外につきましては、今、正に報告を求めているところでございまして、この瞬間まだ手元に上がってきていないのでありますけれども、今月、もう少ししたら何件かというのが出てくると思っておりますので、それを見ながら、今後、引き続きある種の行政指導、是正を求めるというのを、もう少し続けるのか、あるいはもう少し、例えば、需要家に行政指導をするかとか、これは何ですぐに直らないのかと申しますと、現実問題としては、すぐに直しにくい事情もあると聞いておまして、例えば、デパートの中の、もともとは直営店だったのがテナントに変わったと。そもそもガス事業者が気づいた件数が出てきているわけですが、そのメーターとか配管とかは、多少直す必要があったりして、その物理的なスペースがなかなか取りにくい。それが、デパートの改修のタイミングだったらできるのだけれどもとか、あるいは、そもそも費用負担を需要家の方で持つ必要がございますので、したがって、説得するのに時間がかかっていたりと聞いております。

ただ、先ほど大手4社の数字ではございますけれども、3分の1は是正が完了して、合

計して半分までは是正の見込みが立っていると、大分進捗してきてはいると思っておりますので、全事業者の状況を見て、今後、どれぐらいのタイミングで引き続き求めていくかというのは検討したいと思っておりますけれども、そういう意味で、スタンスとしては是正を求めていくというのが現在のスタンスでございます。

○原座長 確認ですが、これは、行政指導しかできないのですか。

○経済産業省(柴山室長) 今は、ある種の事務連絡文書で是正を求めている状況ですが、法令という意味では、要するに託送供給約款によらない、ある種託送料金が、他よりも少し安かったりということになりますので、そういう意味で違反状態ではございますので、必要があると思えば、そのステップに進むことも可能といえ、可能ではございます。ただ、いろんな事情とかを、例えば、ガス会社にどのぐらいの帰責性があるとか、その辺りを踏まえながら、あるいは進捗がどれぐらい進んでいるとか、その辺を踏まえながら対応というのは、今後検討したいと思っております。

○原座長 もう一点、先ほどの石川さんのお話の中で、実態として安全上の問題が起きていなかったのではないかという指摘がありましたが、ここはどう考えられていますか。

○経済産業省(田村室長) 経済産業省のガス安全室長の田村でございます。私どもの部屋では、都市ガス、それからLPガスの保安の関係もやっております。

今、お尋ねがございました点でございますが、いろいろ各種事故報告を私どもはいただいております。

前回、石川代表からも御紹介のあったとおり、ガスについては、ガス事故というのがとても低位に、現状では、機器の向上であるとか、そういったところで低位に推移している。

少し御指摘のありました一括受ガスのところで、どれだけ事故が起こっているかというところは、残念ながら事故報告そのものが、そういう契約形態までどうなっているとか、そういったところまで抑えてございませんので、何件と今の時点ではお答えしづらいですけれども、全体として事故は減っていることは、正に事実でございます。

○原座長 何か追加でコメントをいただくことはありますか。

○社会保障経済研究所(石山代表) なかなかここで結論は出ないので、しようがないかと思っておりますけれども、ただ、この間、何か新しいシステムを作って、1年、2年たってということであるならば、まだ、私もこんなには言わないのですけれども、やはり、どうしても電力、ガス、両方ともエネ庁が所掌していて自由化を進めてくる段階において、今回は、総合エネルギー企業を作るとか、そういうことで両者相まって相互参入とか、自由競争だとか、これは非常にいいことだと思うのですけれども、著しく不公平な点が大きい。

前回も申し上げののですが、電力のシステム改革というのは、ものすごい勢いなのですね。勢いだったというか、もう一応、法律改正をしましたので。

ただ、ガスの方も、当初はぱっといったのですけれども、途中からぼつぼつ細かなところでどんどんバリアーができてしまって、これは、システム改革という趣旨からしても不公平ですし、以前からこの部分については非常に不公平であったと。

今、保安の面でガス会社が責任を持たなければならないということで、一括受電と違って企業側の変更があると。それは当然ですね。しかし、そういったことを見越してであったとしても、ルールを整備すれば、これは新規参入が見込まれるということであるならば、新規参入をしろということを行っているのではなくて、新規参入の環境を整えるということです。行政の役割というのは、ルールメイキングですので、誰かにやれやれと裏では言ってもいいのかもしれませんが、表向きは誰かにやれということではなくて、はい、どうぞという環境を整えるというのがルールメーカーの役割だと思いますので、その点においては、甚だ現状は不十分であると思います。

何遍も申しますけれども、ここにも書いていますけれども、保安の面、それからコストの面ということからしても、これは全く問題ないということは、現時点における客観的事実としてあると思います。

○大田議長 ありがとうございます。

2点伺います。一括受ガスについて、管轄官庁として、どうしてもだめだと言われる積極的な理由が分かりません。使用者にとってメリットよりデメリットの方が大きいのではないかと。しかし、これは役所が考えることではなくて、利用者が考えることだと思います。

それから、ガスの場合は、各戸に配送されるため、同じ託送をしながら、一括受ガスで需要量をまとめれば託送料金が割安になるから不公平だということですが、それは、そんなに大きい問題なのでしょうか。マンションという集合住宅で、各戸に届けるにもかかわらずまとめ買いをするから安くなることが、どうしてもだめだというほどすごい問題だと私には思えないのですが、改めて制度としてだめなのだとされる理由をお聞きしたいと思います。

2点目の質問は、先ほど柴山さんから、競争を促進するためには、一括受ガスより支配的な事業者に卸売をさせるということの方が検討に値するのではないかというお話があり、これは松村先生も言うておられましたが、本当に検討なさるおつもりなのかどうかということをお聞かせください。

あわせて、石川さんに今の点について、松村先生は、一括受ガスに関しては、保安面でこれからすごい闘いをしていくよりは、競争圧力という点から見ると、小売市場全体に競争圧力を高めるために支配的な事業者に卸売をさせることだと。そうすると、マンションだけではなくて、戸建てにも広がるわけですね。石川さんの今日の資料にも卸売について書かれています。

松村先生は、むしろ支配的な事業者には、卸売を義務化するぐらいのことをした方がいいのではないかとおっしゃっているのですが、これについては、どうお考えかをお聞かせください。

○社会保障経済研究所（石川代表） 正に、大田議長がおっしゃったように、私は、そこまできつく書いていないですけれども、卸のところは、ルールメイキングなので、少し半

年とか1年とか時間がかかると思います。ですので、そこまで強めには書いていませんが、御指摘のとおりだと思います。

ですから、松村先生がおっしゃっている卸事業者、これは、支配的ですね。LNGを持っているのは、ほとんど大手電力と大手都市ガスですので、これは大事だと思います。ですから、それは必要であると思います。

それから、その前に御質問がありました、松村先生は一括受ガスよりも卸ガス、確かにそのように資料に提出されていますが、これは何でなのか分からないです。松村先生らしくないなというのがあります。そこは御本人と話をしたわけではないので分かりませんが、何とかよりも何とかというの、恐らくルールとしては縦割りですので、一括受ガスは一括受ガス、卸託送については卸託送のルールと全然別物ですので、どっちを優先するというのではなくて、両方並行的だと認識しております。

○経済産業省（柴山室長） どうしてもだめな理由というのは、もちろん幾つかございますけれども、1つは消費者の選択、今は自由化されたわけですので、もちろん、都市ガス会社が参入しているエリアというのは、石川先生がおっしゃるとおり、まだ限定的ではございますけれども、徐々に広がっているとは思いますが、その中で、少なくともその地域に住んでいる複数の選択肢がある人は、自分で選べるわけです。別に一括受ガスを認めなくたって選べる、逆に一括受ガスを認めてしまうと、自分の世の中に出てくるいろんなサービス、自分のライフスタイルからすれば、こっちの業者に切り替えたいと思ったときに、一括受ガスのマンションに住んでいたら、それが選べないというのは、せっかくガスを全面自由化して、個々人が選べるようになったということと、私はそこは反すると思いますので、あるいは長い目で見れば、スイッチングがある種の歯止めになってしまうのではないかと思いますので、そういう意味で、そこが1つの理由としてあると思います。

それから、託送料金に関して言えば、やはり、ガス代を払うのは、各戸単位で、マンションに住んでいるAさん、Bさん、Cさんがそれぞれ払うわけですので、そういう普通のマンションと一括受ガスのマンションで、Aさん、Bさん、Cさんが同じような使用実態にも関わらず、すごい差がつくというのは、託送料金というのは、差別的にやってはいけないと決められておりますので、そこは、1つの大きな工場でたくさん使うというのとは少し違うのではないかと思います。その意味で、託送料金の公平性という点もあると思っております。

それから、卸について本当に検討するのかという点でございますけれども、この時点でこういう検討をしていますということはお伝えできないのでございますけれども、そこは、私どもも、あと、委員会の方からも少し補足をしていただければと思いますけれども、今後、検討していきたいと思っております。

○経済産業省（鎌田課長） 電力・ガス取引監視等委員会の鎌田でございます。

卸供給に関しましては、現在の委員会の下に、電力やガスの分野の競争を促進するに

はどうしたらいいかということで研究会（競争的な電力・ガス市場研究会）を設けております。この中に松村先生も入っていらっしゃるのですが、こちらで、具体的に何をするかというのは、これからの議論になるのですが、研究会を定期的開催して、ガスの卸供給に関する促進策についても議論をしていきたいと思っております。

委員会自体が、競争促進の役割を担っていますので、制度面で対応できるものもあるでしょうし、あるいは、先ほどおっしゃった支配的な事業者に対して、自主的な取組を求めるとか、そういったこともあるかと思っておりますので、そういった点も含めて、今後、議論をしていきたいと思っております。

○大田議長 次のテーマがありますね。

○原座長 では、次のテーマがあるので、一旦やめますけれども、消費者の選択ということとずっと強調されるのですが、それを強調されるのだったら一括受電も同じではないかということで戻ってしまうと思います。そこは、今日の議論では、なぜ、一括受電は認め、これからも認め続け、一括受ガスについては、制度的に絶対だめだということにし、今、既になされているものまで行政指導でやめさせていくという方向をとられるのか、十分納得がいかなかったということだと思います。

○大田議長 今、一括受ガスという選択肢がない。それもまた選択肢をなくしているわけで、託送料金が割安になるかわりにスイッチングができなくなるということも、1つの選択肢なのではないかと。

マンションの中にはいろんなニーズの人がいるだろうということですが、これは、例えば、民泊を受け入れるか禁止するかマンション全体で決めるように、それはマンションの意思決定なのではないかと思っております。

○原座長 では、短めでお願いたします。

○経済産業省（柴山室長） 託送料金については、先ほど来、説明がつかないのかもしれませんが、託送料金は電気の方は安くなるわけで、そのメリットが大きいと思いますので、メリット、デメリットの関係で、電気の方では、今でも住宅も認めているという判断を電気の方でしているわけでございます。

他方、ガスの方は、託送料金は基本的に変わらないと、一般ガス導管事業者が各戸のところまで、今でも。

○大田議長 需要量を合算するから割安になると、ここに書かれていますね。

○経済産業省（柴山室長） それは、今の託送供給約款を前提にして、仮に一括受ガスが認められると、そうになってしまうということで、それは、公平性の観点から、我々としてはどうかと思っているところでございます。

○原座長 多分、同じ議論になりそうなので、ここで一旦やめます。

あと、いかがでございましょうか。

よろしければ、残りの点、石川さんの5つの論点の順番にさせていただいてよろしゅうございますか。

1点目、輸入LNG基地の利用の推進について、利用約款の作成義務付けや、紛争処理の迅速化などの御提案をいただいているわけですが、これは、経済産業省さんは、いかがでしょうか。

○経済産業省（鎌田課長） 前回は御説明申し上げましたが、基地の利用に関しましては、これも、今、委員会の下で審議会で、基地の利用促進策を議論しております。

前回の資料が一番最後にありますが、51ページ以降に資料を3ページほど載せておりますけれども、約款自体は、今でも作成を義務付けられておまして、経済産業省に届け出をされております。

ただ、約款の内容が漠然としているというところがございますので、利用者側から見ると、一体どういう条件で基地を利用できるのかといったところがはっきりしないところもあります。その辺りをなるべく明確にできるように、これから審議会の方で議論を進めていくということを予定しているところでございます。

それから、紛争処理の委員会の活用ということに関しましては、これは当事者の方の御希望があれば、もちろん利用できますし、我々もいろいろと相談を受ける機会がございますので、ケースによっては、こういった制度を利用するようなことは促していきたいと考えております。

○原座長 検討は、今、どれぐらいのスケジュールでなされているのでしょうか。

○経済産業省（鎌田課長） 今、2か月に1回程度のペースで審議会にて議論をしています。今の予定では、秋口には、何らか結論が出るようなスケジュールを組んでいきたいと考えております。

○原座長 石川さんの方で、今の点でコメントをするところはあるでしょうか。

○社会保障経済研究所（石川代表） いいえ、検討を期待しております。

○原座長 では、よろしければ、次のガス託送料金に移らせていただきますが、託送料金については、石川さんからの御提案、いただいている今日の資料にもございます。また、私たちが、以前にお話を伺ってきた中で、松村先生から、多くの費目についてヤードステイック方式が採用されていて、これを放置していると、値下げ、届出制度の下で、高い託送料金が続いてしまうのではないかという指摘もあったわけですが、事後評価で、既に認可された託送料金の適正化が可能なかどうか、個別査定による再審査を実施すべきではないのかという点についても併せて御見解をいただければと思います。

○経済産業省（恒藤課長） 電力・ガス取引監視等委員会の恒藤でございます。

託送料金の引下げが重要だというのは、私ども全く同じ認識でございます。やり方としては、まずは、各一般ガス導管事業者は、託送料金の収支を毎年、託送収支計算書という形で報告するというようになっておりますので、その事後評価をきっちりやると。

仮に割高であれば、その収支が想定以上に黒字になっているという形で表れると考えておりますので、まずは、託送収支の事後評価をしっかりとやるということで、今の託送料金が適正かどうかということもしっかりチェックしていこうと考えてございます。

それから、石川様の指摘の②のところ、家庭向け少量需要に係るガス託送料金を内部補助による廉価で設定などということを書いてございますけれども、これにつきましては、私どもの立場としては、競争促進の観点では、それぞれのコストに応じて負担をしていただく方が、むしろ競争促進になると考えてございまして、例えば、今回、自由化された範囲では、レストランとか、そういうような新しく自由化された範囲なのだけれども、比較的量の多いようなところもあり、そういうところこそ正にこれから競争が期待される分野でもありますので、内部補助のようなことをやるのではなくて、むしろコスト構造に合った料金を設定していく方が適当だと考えてございます。

○原座長 では、石川さんからコメントはありますか。

○社会保障経済研究所(石川代表) 自分で提案しておいて言うのも何なのですけれども、今、おっしゃったように、②のところは難しいですね。というのは、現在、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスは、基本料金が690円です、プラス消費税で、これは政策料金であります。どうしてかという、そうでないと、家庭用の需要家の、特に貧困層とか、低所得層あるいは需要が少ない層については、基本料金がばか高くなるということからして内部補填をしていると。

そこまでして低所得層について配慮したというのが、ついこの間まで、自由化される前のガス事業法、料金規制だったわけです。私は、その考え方を援用したわけですけれども、恐らくまだガス卸託送については、始まったばかりというか、全面自由化が開始されたばかりですので、こういう発想はなかなか出てこないかもしれませんので、恐らくもう少し時がたったときに、託送の活性化云々というところを出すべきものだったかなと思いますので、そのときに改めてまた提示ということになるかと思えます。

○原座長 1点目の当面の事後評価で足りるのかどうかは、どうでしょうか。

○社会保障経済研究所(石川代表) そう思います。それでよろしいと思います。

○原座長 では、次の(3)のところ、先ほど一括受ガスの話はしましたが、先ほど、ガス卸に関して大田議長からも、本当に経済産業省さん、義務化をやるのですかというお話がございましたが、そこは改めていかがですか。

○経済産業省(鎌田課長) 義務化というところまで入り込めるかどうかは、ちょっと分かりませんが、まずは、ガスの卸取引の促進について、研究会の方で、今後テーマを委員さんとも相談をしながら進めていきたいと思っております。

○大田議長 今でも制度的には卸売はできるわけですね。しかし、やっているところはない。先ほど支配的事業者が自主的に取り組むよう進めるということを経済産業省に言われたのですが、やるとしたら、何らかのルールで競争促進的にさせるということではないかと思えます。そのことの確認です。

それと、結論は、いつ頃お出しになるのでしょうか。

○経済産業省(鎌田課長) 時期的な話は、私の方で直接担当していないで申し上げにくいのですが、まず、卸売をしている事業者という意味では、東京ガスのような昔か

らのガス事業者の他に、東京電力EPも卸売をしておりますし、例えば、東京電力EPとニチガスが組んでプラットフォームを新規参入者に提供をして、あるいは保安関係のサービスの提供をするといったことを行っております。

あと、先ほどの自主的な取組に関してですが、電気では、常時バックアップという形で旧一般電気事業者に対して新電力から申込みがあれば、電力量の1割から3割を供給するというのを、あくまで自主的な取組ということではありますが、ガイドラインでも記載をしてやっております。そういったものと類似になるのか、ガスの場合、市場が地域、地域になってしまっていますので、全てうまくいくかどうか分かりませんが、そういったことも視野に入れながら卸取引をどう活性化していくかというところを検討したいと思っております。義務化ということに関しては、電気でも義務化というところまではいっていませんし、ガスは、ガス事業者が自分でLNGを買ってきて自分の設備で製造しているというものですので、それを強制的に供出させるというところが、法律的に問題があるかないかということもあり、そういったことも含めて議論をしていかなければいけないと思っております。

○大田議長 松村先生が言われたもう一つの重要なポイントは、内外無差別というルールで、自社の小売部門に売ると同じ価格体系で売るとすると、ここは重要なポイントだと思いますので、よろしくをお願いします。

○経済産業省（鎌田課長） その辺りも研究会には松村先生も入っていらっしゃいますので、何か御提案があれば、そこでしっかり議論をしていきたいと思っております。

○原座長 今の卸供給の問題は、先ほど経済産業省さんから、そちらはやりますという御説明があったわけですので、是非、方向性をより明確にして、今日は、これ以上、ここで議論はしませんけれども、今回の私たちの答申に向けて、より明確な形で、スケジュールも示して調整をさせていただければと思います。

○経済産業省（鎌田課長） 議論の方向性自体も、これからスタートというところ立っていますので、その辺りは、御承知おきいただければと思います。

○原座長 引き続き、よろしくをお願いします。

それで、次に一旦進みますが、二重導管規制と熱量調整、熱量調整については、先ほどの冒頭のお話の中でも柴山室長から、その検討はしますということでございましたが、どんなスケジュールで、具体的にどう進められるのか、もう一回、お願いできますでしょうか。

○経済産業省（柴山室長） 熱量バンド制あるいは標準熱量の引下げとか、それと現行の標準熱量の維持と大きく分けて3つあると思います。それぞれのメリット、デメリットの検討を、今後、開始したいと思っております。

どれぐらいかかるかというのは、今の時点では、まだ目鼻が立っていないのが現状でございますが、そもそも、例えば、機器の影響とか、どういう消費機器が市場に出回っているのかとか、そういうのから、まず、調べていって、それについて、それぞれバンド制だ

ったらどうか、引き下げた場合はどうかという安全とか性能の確認とかをしていって、対策にはどういった対策が必要かとか、あるいは課金の方法をどうするかといった検討項目がありますので、今後、スケジュールを含めて検討を開始したいと思っています。

○原座長 前回は資料をお示しいただいて、お話を伺っておりまして、前回の参考資料2の18ページ、19ページの辺りで、従来の検討経過についてもお示しをいただいております。

その中で、平成27年の1月の報告書の中でも、この点の検討がなされ、中長期的な課題と整理をされたということでございました。

今、お話のあった、いろいろと調べないといけないことがあるのですということでありましたが、これはもう調べられたのではありませんでしょうか。それから、中長期的な課題と言って以降、もう相当期間がたっているわけでございます。

一方で、諸外国では、こういった従来の熱量調整の仕組みからの転換が既になされている、また、最近なされた例もあるという話もこれまでに伺っておりまして、そんなに、少なくとも何年もかかるような話ではないのではないかと、私たちは思っておりますけれども、改めてどれぐらいの期間で、どう結論を出していただけるのかを、もう一回お願いします。

○経済産業省（柴山室長） そういう意味では、今、実態は把握できていない状況でございます。もう調べたのか、27年の報告書を作る際に、いろんな調査をしたかということ、そうではないというのが実態でございまして、どういう機器を調べるかというのをこれからやっていかなければいけない。調査の段取りとか、そういうのは、これから考えていかなければいけないという状況でございます。

したがいまして、短期間でできるかどうか、その目途がまだ立っていないのが実態ではございます。

ただし、このテーマは、本当にトータルのコストが下がるのであれば、検討に十分値するテーマだと思っておりますので、今後、検討を開始したいと思っています。

○原座長 くだいようですけれども、私たちは、目途を定めての検討を是非お願いしたいと思っております。それで、機器の利便性、安全性の影響について調べるということであれば、そんなに何年もかかる話ではないのだと思います。これは、一定期間の数か月の検討を経て、結論が出せるものなのではないかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○経済産業省（柴山室長） 今、この時点で、機器についての調査結果とかはございませんし、単に機器の安全性ですとか、利便性への影響を見るだけではなくて、どうやって課金方法をやっていくかとか、あるいはLNGの今後の価格はどうか、LPGはどうかとか、その辺り総合的にいろいろ考えなければいけないと思っておりますので、もちろん、だからといってやらないというわけではないのですけれども、今の時点で何か月で結論が出るとか、そういうのは申し上げられる状況ではないということはお伝えしたいと思います。

○原座長 もう一回、検討事項を挙げていただけますか。何を前提として検討し、調査を

しないといけないのか。

○経済産業省（柴山室長）　そういう意味で、今、網羅的に申し上げるのはあれですけども、例えばということですが、まずは、どういった機器が世の中に、日本の中で出回っているのか、それは、外国ではやられた事例はあるということは認識しておりますけれども、日本の中で、実際古いものを含めて、どういった機器があるのか、家庭用の消費機器だけではなくて、産業用の機器というのもガスの場合はございます。個々の需要家に合わせて、例えば、炎のバーナーの長さとか、強さとか、そういうのをカスタマイズしていたりもしますので、そういった機器がどれだけあるかというのを、もちろん全部を調べる必要はないとは思いますが、どういった機器について調査をする必要があるか、それを確定した後に、バンド制の場合ですとか、熱量を引き下げた場合の燃焼の安全性の確認ですとか、機器へのパフォーマンスが日本の産業界をある種支えている部分でもございますので、問題がないかといった調査が必要になると思います。

それから、LPGとかLNGの今後の値差、値差がないと全体のメリットがございませんので、その見通しをどう考えるかとか、あるいは、これはやや細かい話かもしれませんが、ガスの供給設備への影響というのも確認する必要があると思います。

その時点でメリットとデメリットを1回ぐらい中間評価みたいのをするのかもしれませんが、その上で、どういった制度設計にするかということで、課金方法をどうするかですとか、あるいは機器の調整コストというのを誰がどう負担するか、そういったものを1つずつ、ある種つぶしていかなければいけないと思っておりますので、ささっと調べればすぐできるというものではないとは思いますが、それは、しっかり今後やっていきたいと思っております。

○原座長　調べることは、是非集中的に、早急にしっかりと調べて検討をいただけるのではないかと思います。進め方について、石川さんから何かコメントをいただけることはありますか。

○社会保障経済研究所（石川代表）　熱量変更というのは、この間までやっています、カロリー変更ですね。ガスは歴史が長くて、昔は石炭のガスで、今は天然ガスということになっていますが、これは結構時間がかかっています、そういう点では、今、柴山さんがおっしゃったように、非常に調べることが多い、これは事実そうなのです。

ですので、ここでは省略系で書いたのですが、前回の資料では、私は、コストバランスを考慮しということで、コスト面も含めて検討をいただければということで申し上げましたので、その点では、柴山さんと同じ趣旨であります。

ただ、この場では、なかなか言えないのかもしれませんが、極力、今回回答申に出させるとは思いますが、その中では、なるべくスケジュールの外観のようなものだけでも出すべきだろうと思っております。

○大田議長　前回出られなかったので確認させてください。松村先生のお話では、需要家にとってみると、家庭用も含めて大半の需要家は、熱量が一定の範囲に収まっているので

あれば問題ないと。大半の需要家にとっては、熱量調整はほとんど無意味と言っておられますが、これは、そういう認識でいいのでしょうか。

一部の需要家は、熱量調整をしてもらわないと困ると言っているけれども、実際にオンサイトで熱量調整を強いられるところは、本当にごくごくわずかなので、実際には熱量調整をするコストはそんなに大きくないと思っています、ということなのですが、これについての認識はいかがでしょうか。

○経済産業省（柴山室長） まず、熱量バンド制という御提案がございましたけれども、では、実際どういうバンドなのかという具体的な御提案はなかったのだと思います。そのバンドの幅にもよると思うのです。例えば、2メガジュールだけの割と狭めの幅なのか、あるいはもう少し広めの幅なのかとか、それによって、今の安全の規格に収まっているものであれば、家庭用であれば、狭い範囲であれば、そこまで影響はないというのは、そうかなと思います。

ただ、産業用の、例えば、ガスタービンとか、あるいはバーナーとか、そういったものがパフォーマンスへの影響が出るという話は、もちろん、それは幅にもよるのですけれども、メーカーから我々も聞いていますし、そこは一概にごくごく限定されたものだとは、今の時点では、調査をしておりませんので、申し上げられない状況でございます。そこから、正に調べていかないと、本当に安全が確保できるのかですとか、産業界に悪影響がないかというのは、よく調べないといけないとは思っております。

○大田議長 ヒアリングをしていますと、この部分がかなりの参入障壁になっているように思えます。既存業者に強力なアドバンテージになっていると松村先生もおっしゃっているのですが、だからこそ、この議論のプロセスというのは非常に重要だと思います。どんな形で検討をしていかれるのでしょうか。

○経済産業省（柴山室長） もちろん参入障壁になっている部分は、一定程度はあるとは思いますが、例えば、基本的に、これは卸を受ける人の話ではなくて、海外からLNGを買ってくる、そういったある種大手の事業者の方々が一番大きな話だと思っております。

例えば、ある電力会社さんは、そういった設備を昔から準備をしていて、自由化のタイミングでばっと営業をかけたとか、そういうことをされたりとかしているのも事実でございますが、もちろん、その設備が要するという意味では、コストがかかるわけでございますけれども、ただ、熱調しなくていいというわけではございませんで、ある幅にすることではございますので、その幅の中に収めるためには、いずれにしても熱調設備が要するというにはなろうかとは思っています。

検討の場というのは、これから、正に場をどうするかということも含めてだと思っておりますけれども、一案としては、例えば、審議会みたいな場で、定期的に議論をしながらというのが1つかなと思っておりますけれども、それも正に今後検討しなければならないと思っております。

○原座長 正に、今、議長が言われたように、参入障壁になっているのではないかという

観点も踏まえ、是非、内輪での議論になってしまわないような、また、これまでと同じように、中長期的な課題だと整理し続けて終わってしまうということにならないように、引き続き、今回の私たちの答申に向けて、どういったプロセスで議論を行うのか、また、スケジュールをどう組むのか、どういった枠組みにするのか、調整をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

よろしければ、最後に保安規制の点に移りますが、これは、前回の経済産業省さんの資料の39ページの中で、ガス事業法と液化石油ガス法の整合について、整合化、見直しが適当なものについて、不断の見直しを行っていくということでございます。これは、具体的にどんな不整合があって、どう見直しをされていくのか、教えていただけますか。

○経済産業省（田村室長） 前回資料の39でお示しをしたのは、既に整合化を図りましたというところをお示ししてございます。

その代表例は、39ページ目にあるような運用の関係であるとか、あるいは40ページ目にもございますような離隔距離というのが、危険なところから、それから、重要な物件までのとるべき距離というのを決めているわけですが、そういったものの不整合については、整合化するべく今年の4月1日に整合化を図りましたということでございます。

前回の石川代表からの処方箋の中でもお示しいただいたとおり、これまでLPガス、それから都市ガス、ガス事業法の中でもLPガスを使った旧簡易ガスというのがございました。そういったものの技術的な差異というのは、確かにそれまでありましたと。

そういった部分につきましては、正に前回処方箋でいただいた①の短期的な整合化というか、短期的な措置に相当するようなことを今年の4月1日に向けてやらせていただいたというところでございます。

○原座長 短期的な措置はされたのだと思うのですが、引き続き、どう取り組まれていかれるのでしょうか。

○経済産業省（田村室長） 引き続きといたしましては、基本的には、例えば、旧簡易ガス事業であれば、それまでガス事業法の中で、事業規制面であるとか、相まった形で保安規制がなされていたというところもあり、事業の継続性などを配慮しながら旧簡易ガスについては、従前どおり、ガス事業法の中で規制をしていこうということでやらせていただいたと。

ただ、そこは参入規制にならないように、保安の部分で、同じ土俵、ステージで競争できるような環境を整えているということで、私どもとしては、実効的な部分において、そういった保安規制の同じようなレベル、水準というのは確保されているものだと考えております。

○原座長 石川さんからコメントをいただけますでしょうか。

○社会保障経済研究所（石川代表） 経済産業省さんの方から出した資料は、私的には、非常に細かく出してもらっていると思っております。前回、ありがとうございます。そういう点では、きちんとした御回答というか、今の方針になっていると思います。

これは、恐らく、今、室長の方からも御説明がありましたけれども、非常に細かいのです。細部に障壁が宿るので、恐らく、今から予想してもしょうがないのですが、毎年毎年やっていけば、出てくるのではないかと。

今、説明がありましたとおり、LPガスと都市ガスというのは、もともと法律は違うのですが、簡易ガス事業というのだけは、都市ガス事業法の中に入っているのです。これが、今のLPガスを律している液化石油ガス法というもう一つ法律があるのですが、これとかなり安全基準でありますとか、その他の部分で、まだまだ分かれています、ばらばらです。

ですから、今回、一本化したということでもありますので、そのそごの整合化には相当時間がかかると思いますので、ですから、私は、今日ここでは2ページ目で、さらっと2行で書いてしまいましたけれども、これは引き続き出てくるものだと思っておりますので、来年以降、逐次出てくるものではないかと思っております。

それから、一括受ガスの託送のところでは公平性というお話がありましたけれども、公平性というのは非常に難しい概念でして、消費者間の不公平性というものもあるのですけれども、事業者間の不公平性というものもあるのです。

消費者間の不公平については、これは電力の、今回の小売全面自由化法もガスも小売全面自由化法も、これは不公平極まりないのです。なぜかという、セット販売でありますとか、そういったものができるようになって、割引もできるようになったと。ただし、そのメニューを見ると、その大半は、電気やガスを大量に使う人です。すなわち、低所得者層でありますとか、あるいは一人暮らしの、私も一時期、20代のときにありましたけれども、特に男性の一人暮らしというのは、ほとんどエネルギーを使わないですね。こういう人には何らの裨益もないのです。

それは、実際に新電力ないしは既存大手電力、大手都市ガスの新メニューを見れば明らかのように、そこについては、中高所得層にとっては得するメニューがあるという話であって、低所得層にはないということからすると、格差というのは相対的に見ると広がるのです。その点においては、厳密に言うと、100%公平ではないと、不公平な部分があるということからすると、そもそも自由化というのは不公平な部分があるということ、まず、言っておきたいということ。

では、どうするかというと、そこについての解消というのは不可能ですね。それでも、この法律を施行して自由化しようというのは、そういう供給側のコストを下げようということでもありますので、そこについての競争感というのは、この場合ですと、電力・ガスのルールにおける公平性というもの。だから、私が一括受ガスにこだわるのは、そこなのです。ここだけが著しく不公平なのです。他にも細かいところはありますよ、けれども、ここは象徴であります。しかも何十年も前からの、ですから、こういうふうにこだわっているのでありまして、そういうふうにと事業者間の公平性ということについても、もう一度着目をしていただきたいと思いますというわけでもあります。

ありがとうございました。

○村上専門委員 経済産業省さんに御質問をしたいのですけれども、今日の石川先生からのお話で、競争環境がまだ不十分な中、料金規制を撤廃することは非常に危険だという御指摘があったのですけれども、この点について、経済産業省としては、どうお考えかを教えていただけますでしょうか。

○経済産業省（柴山室長） 料金規制につきましては、自由化当初、都市ガス事業者は、約200社ぐらいあるのですけれども、そのうちの12社以外については料金規制が撤廃されて、当初12社かかっていたわけですが、この3月から12社のうちの3社が外れて、今、かかっているのは9社だけということでございます。

これにつきましては、競争がない中で、料金規制が撤廃されるのは望ましくないということで、ただ、競争というのは、先ほど申し上げたとおり、ガスの場合は、他の燃料との競争がございますので、他の燃料との競争も含めて見て、一定程度競争がある、十分競争があると考えたところからは、料金規制を外すというようなことを審議会の議論を経て決めているところでございます。

これは、また、必要があれば、監視委員会の方から補足をしていただければと思いますけれども、不当な値上げみたいなものがないとか、そういうのは監視していったりとか、そういうことで不当な値上げみたいなものが起きないように対応しているところでございます。

それから、1点だけよろしいですかね、石川先生から言われた自由化したのだからという話につきましては、もちろん小売料金は、そういう意味で自由なわけでございます。

他方で、託送料金の方は、引き続き地域独占がかかっている、料金も規制がかかっていますので、託送料金のところは、やはり公平性というのは、自由化後も重要なものだと思います。飽くまで自由化したのは小売のところでございます、託送の導管事業者、ネットワーク事業者、これは電気も同じでございますけれども、そこは引き続き規制で地域独占が残っておりますので、その点だけ少し補足というか、一言だけですが、

○大田議長 今日は、ありがとうございました。

私どもがいろんな問題意識を持っているところは、経済産業省でも検討をなさるということで、それはよく分かりましたが、その検討というのは、どういう体制で、どういうスケジュールで、いつ結論を出すかというのが極めて重要です。それぞれ検討をなさると言ってくれたことが、どういうスケジュール感であるのか、事務局を通してお尋ねさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

では、あとはよろしゅうございましょうか。

それでは、2回にわたって大変ありがとうございました。引き続き、また、答申に向けての調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また、別途御案内を

差し上げます。

○原座長 ありがとうございました。